

北九州港港湾区域の変更について

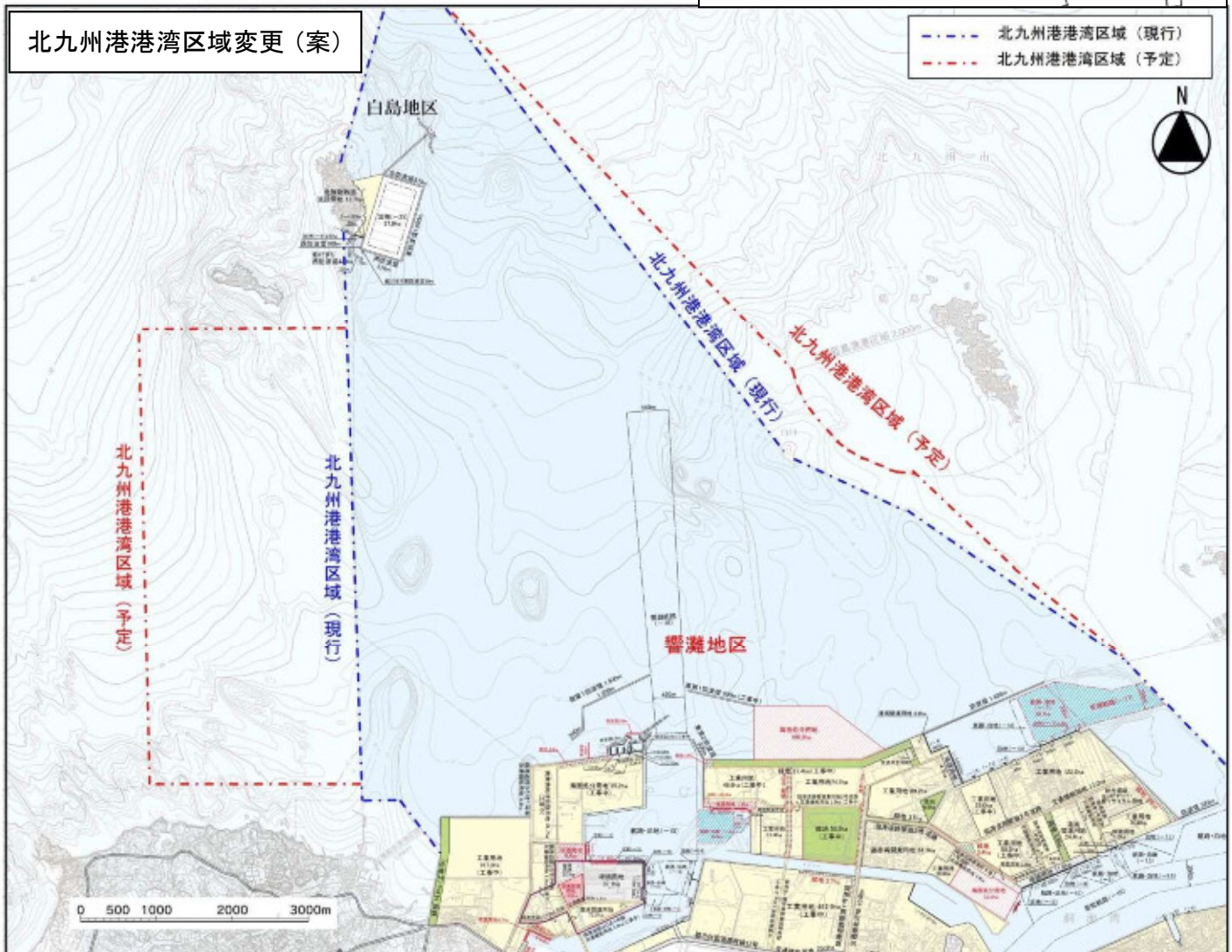
1 概要

現行の港湾区域内を適切に管理し港湾機能を確保するため、必要最小限の範囲で、隣接する一般海域を港湾区域に編入し、一体で管理することが必要である。

港湾区域の面積 現行：15,786ha 予定：17,723ha

2 今後の手続

- ・(市) 国土交通大臣へ同意申請
- ・(国) 運輸審議会へ諮問
- ・(国) 国土交通大臣の同意
- ・(市) 港湾区域の公告



北九州港港湾計画の一部変更(響灘西地区、響灘東地区)について

■概要

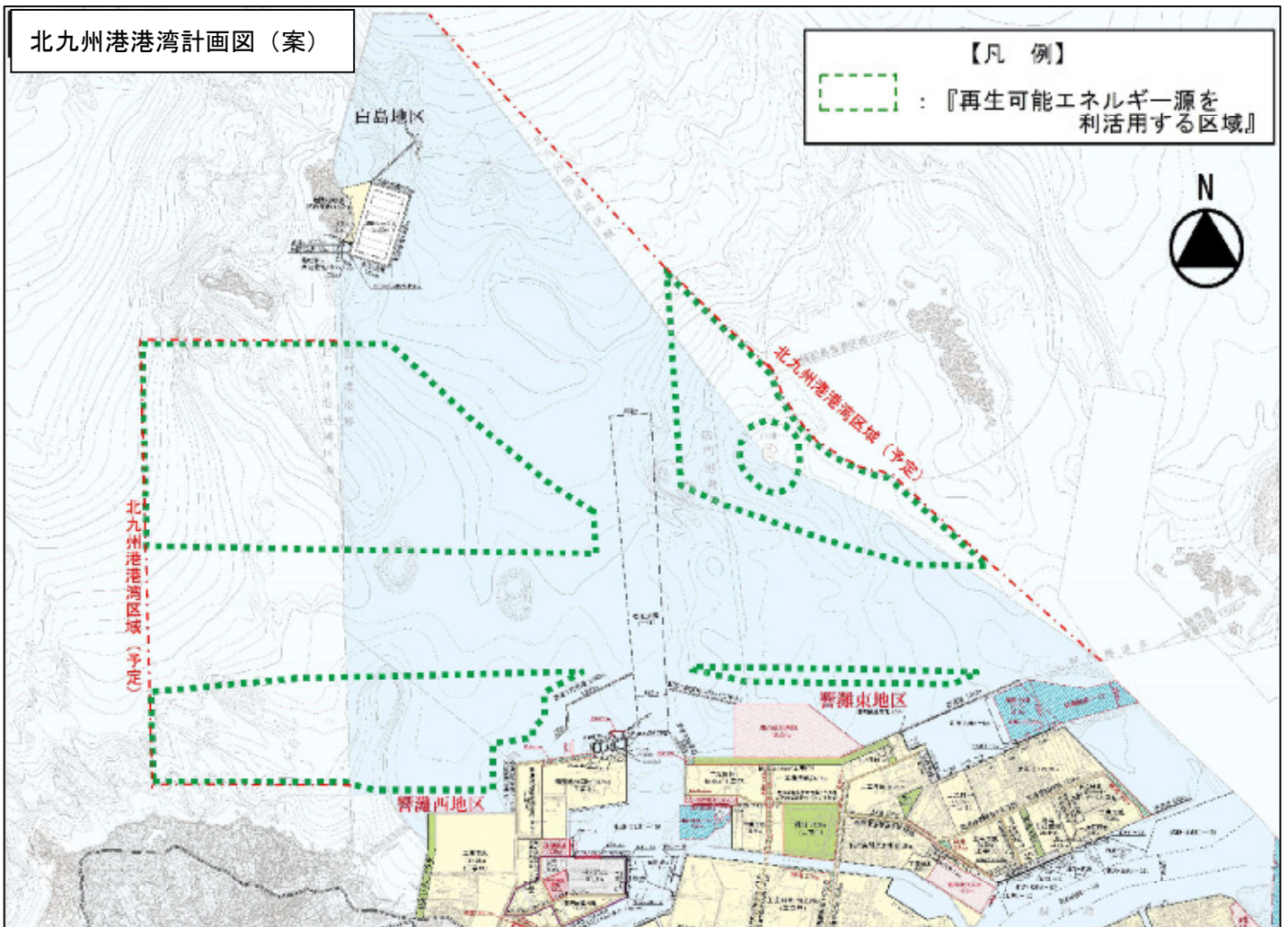
- 本市では、響灘地区のポテンシャルを生かし、洋上風力の「発電拠点」と風力発電関連産業の集積による「産業拠点」からなる「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指した取り組みを推進している。
- 洋上風力の「発電拠点」の形成にあたっては、海域利用者や関係機関等で構成する調整会議等を設置し、洋上風力発電施設の設置可能な範囲となるエリアの選定を行ってきた。
- 響灘西地区沖及び響灘東地区沖において、洋上風力発電施設の導入を図るため、洋上風力発電の設置可能なエリアを「再生可能エネルギー源を利活用する区域」として設定する。



■変更の主な内容

【響灘西地区、響灘東地区】

『再生可能エネルギー源を利活用する区域』の指定(約2,700ha)



響灘洋上風力発電事業の今後のスケジュールについて

■概要

○国土交通省では、港湾において、長期かつ大規模な水域の占有が必要となる洋上風力発電施設の導入の円滑化を図るため、その特徴を考慮した港湾区域等の占有に関する手続き及び許可基準の整備、並びに運用指針の策定を行うこととしている。

○北九州港においても、当該手続き・基準・指針に基づき事業者の公募・選定等の手続きを進めることにより、より確実な事業の進捗が見込まれることから、引き続き情報収集を図るとともに、今後は、以下のスケジュールにより進めることとしたい。

■今後のスケジュール(予定)

平成28年	夏頃	公募開始
	秋頃	事業者の選定・公表
平成28～32年度		環境アセスメントの実施など
平成33年度～		洋上風力発電施設の設置工事開始